

令和7年度屋久島町婚活イベント等開催業務委託公募型プロポーザル実施要領

1 目的

この要領は、「令和7年度屋久島町婚活イベント等開催業務」を委託するにあたり、広く技術提案を募集し、最も的確と判断される受託者を選定することを目的とする。

2 業務概要

(1) 件名

令和7年度屋久島町婚活イベント等開催業務委託

(2) 業務内容

別紙資料1「令和7年度屋久島町婚活イベント等開催業務委託仕様書」（以下、「仕様書」という。）のとおり

(3) 委託期間

契約締結日から令和8年3月13日（金）まで

(4) 委託料上限（提案上限額）

金2,600,000円以内とする。（消費税及び地方消費税額を含む）

※なお、この金額を超える提案は失格とする。

3 参加する者に必要な資格

次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

- (1) 結婚支援や婚活イベント等の実施についてのノウハウを有すること。
- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定（一般競争入札に参加させないことができる事由など）に該当しない者であること。
- (3) この提案募集の公示日から最優秀提案者決定の日（最優秀提案者がなかったときは、この提案競技の終了を宣言した日）までの間に、屋久島町の競争入札参加停止の措置又は排除措置を受けている期間がある者でないこと。
- (4) 国税及び地方税を滞納していない者であること。
- (5) 破産法（平成16年法律第75号）第18条又は第19条の規定に基づく破産手続開始の申立てをなされていない者であること
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること（更生手続開始の決定がなされ、競争入札参加資格の再認定を受けた者を除く。）
- (7) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること（再生手続開始の決定がなされ、競争入札参加資格の再認定を受けたものを除く。）
- (8) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体ではないこと。
- (9) 次に該当しない者
 - ア 役員等が暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員であると認められる者
 - イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者
 - ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められる者
 - エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められる者
 - オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者

※ なお、最優秀提案者に選出された場合であっても契約締結までの間に、屋久島町の競争入札参加停止の措置又は排除措置要件に該当した場合、提出した書類又は電子ファイルに虚偽の記載をし、若しくは重要な事実について記載をしなかったことが判明した場合は、契約の相手方としないことがある。

4 スケジュール

プロポーザルの日程は以下のとおりとします。

内 容	期 日
(1) 公告	令和7年6月9日（月）
(2) 質問書の提出期限	令和7年6月23日（月） 午後5時00分まで
(3) 質問に対する回答	令和7年6月30日（月）
(4) 参加申込書の提出期限	令和7年7月7日（月） 午後5時00分まで
(5) 企画提案書の提出期限	令和7年7月22日（火） 午後5時00分まで
(6) 審査（プレゼンテーション）	令和7年7月下旬～8月初旬
(7) 選考結果の通知	令和7年7月下旬～8月初旬
(8) 契約締結	令和7年8月初旬～中旬

5 質問書の提出

本案件の内容について疑義のある場合は、次のとおり質問を受け付けます。

項 目	内 容
提出書類	提案競技質問書（様式1）
提出方法	次のとおり電子メールで提出すること。なお、提出時には別途電話によりメールの受信確認を行うこと。 （1）件 名 プロポーザル質問書 （2）提案競技質問書（様式1）を添付 （3）送信先 ijyu@town.yakushima.kagoshima.jp
提出期限	令和7年6月23日（月） 午後5時00分まで
回答方法	後日、すべての参加申込者に対しメールにて回答します。（ただし、競争上の地位その他正当な利益を害する恐れのあるものを除きます。）

6 参加申込

本案件に参加する場合は、次のとおり書類を提出してください。

項 目	内 容
提出書類 及び部数	提案競技参加申込書（様式2）・・・1部
提出方法	配達記録が残る郵送（提出期限までに必着）又は持参（原則として役場開庁日の午前8時30分から午後5時15分まで）
提出期限	令和7年7月7日（月） 午後5時00分 必着
提 出 先	屋久島町役場 観光まちづくり課 地域振興係宛 住所：〒891-4207 鹿児島県熊毛郡屋久島町小瀬田 849 番地 20
そ の 他	提案競技参加申込書を提出していない事業者については、本案件に参加することはできません。

7 企画提案書等の提出

提案競技の参加者は、仕様書の内容に基づき、企画提案書（以下「提案書」という。）を提出してください。

項目	内容
提出書類	(1) 提案書 ア 正本1部 提案者名（企業名）を記載し、代表者印を押印したもの。 イ 副本6部 提案者名（企業名）が分からないよう、社名や社名を識別できるロゴ等を一切記載しないもの。 【特記事項】 ※ ア、イともに様式任意、A4横サイズ、両面印刷、長編綴じ、ページ番号を付すこと。 ※ 提案書の作成にあたっては、専門知識を有しない者でも容易に理解できる配慮を行うなど、見やすく明確な提案書としてください。 ※ 提案書の表紙は、あて名「屋久島町」、標題「令和7年度屋久島町婚活イベント等開催業務委託」及び「提出年月日」を記載してください。 ※ 実施内容・実施体制（本業務の全体責任者及び各業務の責任者、担当者等が分かる体系図）、スケジュール等を記載してください。 (2) 同種又は類似業務の実績調書（様式3） ア 正本1部 提案者名（企業名）を記載し、代表者印を押印したもの。 イ 副本6部 提案者名（企業名）が分からないよう、社名や社名を識別できるロゴ等を一切記載しないもの。 ※ 実績がない場合は、提出は不要です。 (3) 見積書（本業務期間内に要する経費）（様式4） ア 正本1部 提案者名（企業名）を記載し、代表者印を押印したもの。 イ 副本6部 提案者名（企業名）が分からないよう、社名や社名を識別できるロゴ等を一切記載しないもの。 【特記事項】 ※ 見積額は、本業務期間内に実施する提案内容の一切を含んだ額としてください。 ※ 見積書に記載する金額は、消費税及び地方消費税相当額を含まない金額を記載してください。 ※ 経費の内訳（単価・人数等を記載）を任意様式で添付してください。

	(4) 添付書類（各 1 部） ア 会社概要（事業概要が分かるパンフレットでも可） イ 法人税、消費税及び地方消費税を滞納していないことの証明書 ウ 屋久島町の町税に係る徴収金に滞納がないことの証明書 ※ 屋久島町に住所が無い場合は本社所在地の市区町村が発行する証明書 エ 法人登記簿（現在事項全部証明書） ※ 添付書類については、屋久島町の指名業者に登録されている事業者は提出不要。
提出方法	配達記録が残る郵送（提出期限までに必着）又は持参（原則として役場開庁日の午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで）
提出期限	令和 7 年 7 月 22 日（火）午後 5 時 00 分
提出先	屋久島町役場 観光まちづくり課 地域振興係宛 住所：〒891-4207 鹿児島県熊毛郡屋久島町小瀬田 849 番地 20
留意事項	(1) 1 事業者 1 提案とし、複数の提案は認めません。 (2) 提出書類に不備がある場合は、受付できないことがあります。 (3) 契約締結後の実現可能性について、十分考慮した上で提案してください。

8 受託候補者選考の概要

(1) 審査会

屋久島町が設置する審査会において、資料 2「提案競技に係る評価項目・評価基準」に基づき、評価及び選考を行います。選考にあたっては最低基準を設け、最低基準を満たした者のうち、得点が最も高かった者（以下「最高得点者」という。）を最優秀提案者として決定し、次に得点の高かった者を次点の事業者として決定します。最高得点者が複数の場合は、提案見積書に記載の金額がより廉価であった事業者を最優秀提案者とし、更に提案見積書に記載の金額が同額であった場合は、審査会の投票で決定します。なお、参加事業者が 1 者の場合も審査を行います。

審査の結果、最低基準の点数を上回る参加事業者がいなかった場合、本プロポーザルにおいての契約は行わないものとします。

(2) 審査

審査にあたっては、プレゼンテーション方式とし、対面（オンラインも可）で実施します。

(3) 実施日

令和 7 年 7 月下旬～8 月初旬（参加申込者宛に後日連絡します。）

(4) 選定除外について

次のいずれかに該当する場合は、選定の対象から除外します。

ア 委託料上限額を超える金額での企画提案書の提出があったとき。

イ 企画提案書の提出後に参加資格を満たさないことが判明したとき。

ウ その他、委託先とすることが著しく不適当と認められる事実が判明したとき。

(5) 選考結果

選考の結果は、すべての提案者にメールにて通知します。併せて、屋久島町公式ホームページで公開する予定です。

なお、選考結果に関する質問・照会には応じません。

9 提出書類の取扱い

- (1) 提案書類提出後の内容の変更は認めません。ただし、明らかな誤字・脱字等の場合はこの限りではありません。
- (2) 提出書類は返却しません。なお、提出書類は、契約に至った場合に使用するほかは、提案審査以外の目的で提案者に無断で使用することはありません。
- (3) 提出書類は、提案審査の事務に必要な場合、複製することがあります。
- (4) 選定された提案は、協議により内容の変更を求めることがあります。

10 失格要件

次のいずれかに該当する場合は、失格となる場合があります。

- (1) 条件を満たさない提案を行った場合
- (2) 提出書類に虚偽があった場合
- (3) 審査会等に対する不正な行為が認められた場合
- (4) 業務推進に必要な手続きを行わない場合

11 契約

審査会での選定に基づき、最も優秀と認められる提案者を受託候補者として決定し、受託候補者と提案内容を基に最終的な仕様等を決定する協議を行い、業務契約手続きを行います。

なお、契約締結に至らない場合は、次点の事業者と業務契約手続きのための協議を行います。

12 その他留意事項

- (1) 提案に係る費用は、参加事業者が負担するものとします。
- (2) 選考結果に関する質問には一切回答しません。
- (3) 委託内容については、現時点で必要と思われる提案内容を提示しており、契約締結の際、契約交渉者との協議のうえで変更することがあります。
- (4) この委託で作成された成果品は、屋久島町に帰属するものとします。

13 お問い合わせ・書類送付先

屋久島町観光まちづくり課 地域振興係（担当：真辺）
〒891-4207 鹿児島県熊毛郡屋久島町小瀬田849番地20
電話番号：0997-43-5900（内線232番）
メー ル：ijyu@town.yakushima.kagoshima.jp